平成２７年（フ）第１０９４号
札幌市白石区平和通５丁目南１番21号　サンシャインパレス302号
債務者　二川原　司
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９８号
札幌市白石区栄通20丁目８番12―203号
債務者　今　かほり
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
山形県酒田市大町13番37号　５号
債務者　大場　　龍
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１２６号
茨城県猿島郡境町1155番地　コーポ青木３―107
債務者　和田　正子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５９号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木639番地20　ドルフィン玉村101号
債務者　河内　敏一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６５号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川211番地12　エステート藤川パートワン３号
債務者　小野　順一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田74番地１　第二小川団地７－４
債務者　平田　美帆（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
群馬県前橋市堀越町926番地23
債務者　関口　美晴（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号
群馬県前橋市西片貝町４丁目17番地15　シティパレス西片貝202号
債務者　横澤　博郷
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１５号
千葉市緑区あすみが丘６丁目55番地６　リリエガーデン12号棟102号
債務者　平山　智美（旧姓久我）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２７号
京都市左京区一乗寺東閉川原町３番地10、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字堀之内字北二反畑632番地の１　チサンマンション新大治802号
債務者　森　　伸一
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
京都市左京区一乗寺東閉川原町３番地10
債務者　森　富美江
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
京都府京田辺市河原神谷66番地　22―402
債務者　阿部　忠亀
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１１号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３―Ｅ―1008
債務者　樹山　義大
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１５号
京都府八幡市八幡高畑10番地の102
債務者　林　　智美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１９号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町37番地　嵐山グリーンハイツ602号
債務者　髙橋　欣也
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
堺市堺区田出井町６－１、住民票上の住所兵庫県宝塚市末成町16番９号
債務者　和田　昌宏
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係